

特定外来生物指定等の進め方について(案)

1. 専門家会合の開催

生態系被害防止外来種リストの各分類群について、特定外来生物等の指定の検討を進めていくための専門家会合を開催する。平成 28 年度は、平成 27 年度同様に被害の未然防止効果が高い未定着、又は侵入初期・限定分布の種について特に検討を行う。

【平成 27 年度】

- ・爬虫類、両生類
- ・魚類
- ・植物

【平成 28 年度（予定）】

- ・哺乳類、鳥類
- ・昆虫類、陸生節足動物
- ・その他無脊椎動物

2. 新規指定種を含む特定外来生物等の周知について

(1) ペット、観賞用等として用いられる外来種

ペット、観賞用等の目的で利用されている外来種については、関連業界等と連携した周知を検討し、被害の未然防止につなげる。特に、爬虫類、魚類、昆虫類、植物を強化する。

(2) 非意図的な導入が想定される外来種

物資に付着するなどにより非意図的に分布が拡大するおそれのある外来種については、移動媒体となり得る物流業界等に対して、外来種問題に関する注意喚起を行う。

3. その他（生態系被害防止外来種リストについて）

(1) 検索データベースの設置

外来生物対策室が運営する web サイト上に、リスト掲載種についての「検索データベース」を設置する。平成 28 年 4 月から運用開始を予定。

(2) 個票の作成

リスト掲載種の詳細情報に関する資料を作成し、平成 28 年度中に全種の作成を目指す。作成した資料については、(1) で作成する「検索データベース」に順次掲載する。

(3) 普及啓発

リスト及びその掲載種についての認知度を高めるための普及啓発資料を作成する。

- ・生態系被害防止外来種リスト リーフレット（一般向け）**H27.3 作成**
- ・生態系被害防止外来種リスト リーフレット（事業者向け）**H27.3 作成**
- ・生態系被害防止外来種リスト パンフレット**H28.3 予定**

(4) 情報の収集

当該リスト掲載種の分布状況を把握するため、定期的に自治体へのアンケート等を実施する。また、その結果を共有する。